

新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長(内務大臣指示の発出))

令和4年5月25日
在スラバヤ日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が6月6日まで延長されました。
- スラバヤ市の活動制限はレベル1に下がりました。東ジャワ州内38縣市では、レベル3に1県、レベル2に24縣市、レベル1に13縣市と区分されました。
- ジャカルタ首都圏(タンゲラン県及びボゴール県を除く)の活動制限レベルも1に引き下げられ、多くの業種の出勤率や施設の収容率は100%可とされました。ジョグジャカルタ特別州やバリ州はレベル2のままとなっています。

1. 5月23日、テイト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を6月6日まで延長する旨の内務大臣指示(2022年26号)を発出しました。

2. 同内務大臣指示により、スラバヤ市の活動制限はレベル1に下がりました。また、東ジャワ州では、クディリ市等9縣市がレベル2からレベル1へ引き下げられ、マラン市等3縣市がレベル1からレベル2へと引き上げられました。その結果、東ジャワ州内38縣市では、レベル3に1県、レベル2に24縣市、レベル1に13縣市と、それぞれ区分されました。

※東ジャワ州内の県市の活動レベル:

<レベル3:1県>

パメカサン県

<レベル2:24縣市>

クディリ県、グレシック県、サンパン県、ジェンベル県、シトゥボンド県、ジョンバン県、スムヌップ県、トゥルンアグン県、トレンガック県、パチタン県、バトウ市、パニユワンギ県、バンカラン県、ブリタル県、プロボリンゴ県、プロボリンゴ市、ボンドウォソ県、マゲタン県、マディウン県、マラン県、マラン市、モジョケルト市、ルマジヤン県、ンガンジュック県

<レベル1:13縣市>

クディリ市、シドアルジョ県、スラバヤ市、トゥバン県、パスルアン県、パスルアン市、ブリタル市、ボジョヌゴロ県、ポノロゴ県、マディウン市、モジョケルト県、ラモンガン県、ンガウイ県

3. また、同内務大臣指示では、ジャカルタ首都首都圏(ただしタンゲラン県及びボゴール県を除く)も活動制限レベルが1に引き下げられました。一方、バンテン州タンゲラン県、西ジャワ州バンドン市、同州ボゴール県、ジョグジャカルタ特別州、バリ州の活動制限はレベル2のままとされました。活動制限レベル1の地域では、多くの業種において出勤率が100%、各施設の収容率も100%まで可とされました。また、同大臣指示により、屋外での密でない活動でのマスクの着用義務なしとされました。

<レベル2>

バンテン州タンゲラン県、西ジャワ州のバンドン市、ボゴール県、プルワカルタ県、ジョグジャカルタ特別州、バリ州 等

<レベル1>

ジャカルタ首都特別州、バンテン州のタンゲラン市、南タンゲラン市、西ジャワ州のブカシ県・市、ボゴール市、デポック市、カラワン県、中部ジャワ州スマラン市 等

4. ジャワ・バリの活動制限レベル1の主な内容は以下のとおりです。

(1)教育・学習

制限付きで対面授業または／及び遠隔学習とし、関係4大臣の共同決定に基づいて実施される。

(2)非必須・重要分野の出勤制限

下記(3)及び(4)の必須分野及び重要分野に該当しない業種について、出勤率100%まで、ワクチン接種を行った従業員のみ出勤できる。職場の出入りにはアプリ「Peduli Lindungi」を使用する。

(3)必須(esensial)分野

ア 顧客サービスを主とする保険・銀行・質・先物取引所・年金・融資機関(lembaga pembiayaan)については、顧客サービスを行う営業所での出勤率は100%まで、事業運営業務のためのオフィス出勤率は75%まで。

イ キャピタルマーケット業、情報通信事業(携帯電話事業、データセンター事業、インターネット事業、メディアを含む)での出勤率は100%まで。

ウ 隔離業務を行わないホテル業については、以下のとおり。

(i)全ての客と従業員に対して、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを行う。アプリの表示が「緑」の場合や健康上の理由でワクチン接種できない場合に入場可。

(ii)施設の利用は収容率の100%まで可。

(iii)ジム、会議室、ボールルームは、アプリ「Peduli Lindungi」を使用する条件の下で、収容率の100%まで利用可。会議室やボールルームでのビュッフェ形式の飲食も可。

エ 輸出指向産業及びその関連産業のうち、過去12か月の輸出申告書(PEB)又は今後の輸出計画書を示し、産業活動運営移動許可(IOMKI)を取得済みの企業については、シフト調整を行い、製造施設・工場での出勤率は各シフトともに100%まで、事業運營業務のためのオフィス出勤率は75%まで。オフィスの出入りにはアプリ「pedulilindungi」を使用。従業員同士の食事は禁止。

オ 政府部門の必須業務については、政府機関強化・官僚改革省の定めに従う。

(4)重要(kritikal)分野

ア 保健、治安に係る活動については、出勤率は100%として可。

イ 災害対応、エネルギー、生活必需品関係を始めとする物流・郵便・運輸・配送業、家畜・ペット用を含む食品・飲料産業、肥料・石油化学、セメント・建設資材、国家の重要施設、国家戦略プロジェクト、建設(情報通信・放送インフラを含む公共インフラ)、基礎サービス(電力、水、廃棄物処理)については、製造施設や建設現場、顧客サービスを行う営業所では、出勤率を100%として可。事業運營業務のためのオフィス出勤率は75%まで。

ウ エネルギー、生活必需品関係を始めとする物流・郵便・運輸・配送業、家畜・ペット用を含む食品・飲料産業、肥料・石油化学、セメント・建設資材、建設(情報通信・放送インフラを含む公共インフラ)、基礎サービス(電力、水、廃棄物処理)では、従業員及び訪問者が製造施設、建設現場、顧客サービスを行う営業所及び事業運營業務のためのオフィスに立ち入る際、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを行わなければならない。

(5)日常生活必需品を販売するスーパー、伝統市場、雑貨屋

収容率は100%まで。営業時間の制限なし。スーパー及びハイパーマーケットでは、アプリ「Peduli Lindungi」を使用し、アプリの表示が「緑」の場合や健康上の理由でワクチン接種できない場合に入場可。薬局は24時間営業可。

(6)生活必需品以外を販売する市場

収容率は100%まで。営業時間の制限なし。

(7)路上販売、雑貨店、代理店、金券販売、理髪店、クリーニングサービス、物売り、小規模修理工場、車両洗浄サービス、その他小規模事業は、厳格な保健プロトコルの下で営業可。営業時間の制限なし。

(8)飲食店

ア 屋台、路上飲食店等での店内飲食は、営業時間は午後10時まで、収容率は10

0%まで。

イ レストラン、食堂、カフェは、営業時間は午後10時まで、収容率は100%まで。全ての客と従業員に対して、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを行い、アプリの表示が「緑」の場合や健康上の理由でワクチン接種できない場合に入場可。

ウ 夜間営業のレストラン、食堂、カフェは、営業時間は午後6時から午前2時まで、収容率は100%まで。全ての客と従業員に対して、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを行い、アプリの表示が「緑」の場合や健康上の理由でワクチン接種できない場合に入場可。

(9) ショッピング・モール

営業時間は午後10時まで、収容率は100%まで。12歳未満の入場にあたっては、親の同伴が必要であり、6歳から11歳までの子供は最低1回分のワクチン接種証明書の提示が必要。全ての客及び従業員に対し、アプリ「pedulilindungi」によるスクリーニングを行い、アプリの表示が「緑」の場合や健康上の理由でワクチン接種できない場合に入場可。ショッピング・モール内の児童遊戯施設や娯楽施設は、6歳から11歳までの子どもは必要回数(通常は2回)のワクチン接種を終了の者のみ入場可。

(10) 映画館

収容率は100%まで。全ての客と従業員に対して、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングを行い、アプリの表示が「緑」の場合や健康上の理由でワクチン接種できない客のみ入場可。12歳未満の入場にあたっては、親の同伴が必要であり、6歳から11歳までの子供は最低1回分のワクチン接種証明書の提示が必要。映画館内の飲食店での店内飲食は、収容率100%まで。

(11) 建設活動

公共インフラ建設と私的建設活動(建設現場)は100%可。

(12) 礼拝施設

収容率100%まで。

(13) 公共施設(公園、観光施設等)

収容率100%まで。従業員及び訪問客に対して、アプリ「pedulilindungi」によるスクリーニングを行い、アプリの表示が「緑」の場合や健康上の理由でワクチン接種できない場合に入場可。12歳未満の入場にあたっては、親の同伴が必要であり、6歳から11歳までの子供は最低1回分のワクチン接種証明書の提示が必要。

(14)文化・社会・芸術・スポーツ

密を生じさせ得る活動についても、収容率100%まで。アプリ「pedulilindungi」によるスクリーニングを行い、アプリの表示が「緑」の場合や健康上の理由でワクチン接種できない場合に入場可。

(15)ジム

収容率100%まで。アプリ「Peduli Lindungi」を使用し、アプリの表示が「緑」の場合や健康上の理由でワクチン接種できない場合に入場可。

(16)公共交通機関

定員の100%まで可。

(17)結婚披露宴

収容率100%まで。

(18)マスク着用

自宅外ではマスクを常時着用。マスクを着用せず、フェイスシールドのみの着用は禁止。ただし、屋外における密でない活動については以下のとおりとする。

ア マスクの着用義務はない。

イ 体の弱い者、高齢者、既往症のある者にはマスクの着用を推奨。

ウ 咳や風邪の症状のある者はマスクを着用する。

(19)隣組(RT)単位での小規模単位の社会活動制限継続。

5. 活動制限レベル2及び3の地域では、輸出指向企業及び国内市場指向企業を対象として、一定の条件の下で100%の出勤での活動を認めるとしており、右措置の条件は以下のとおりとされています。

(1)産業活動運営移動許可(IOMKI)を保有し、工業省からの推薦を得る。

(2)対象企業およびその従業員は、生産施設の出入りにあたり、アプリ「pedulilindungi」によるスクリーニングを行う。

(3)健康上の理由によりワクチン接種できない場合を除き、必要回数(通常は2回)のワクチン接種を終了した従業員のみシフトに参加可能。

(4)工業省及び保健省が定める保健プロトコルに従う。

なお、活動制限レベル2の詳細については3月8日付け当館お知らせ

(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100313160.pdf>)等を参照してくだ

さい。

6. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、インドネシア国内の感染拡大の状況等には充分注意し、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。(了)